仕様書

１．業務名称

「地域安全運動区民大会」の開催における舞台演出・操作（舞台機構・舞台音響・舞台照明）等技術提供業務委託

２．契約期間

　　契約締結後～令和７年１０月１０日（金）

３．履行場所

城東スギタクレストホール（以下、「区民センターホール」という。）

　　大阪市城東区中央３丁目５番４５号（城東区複合施設２階　城東区民センター）

４．配置人員

　　４名

５．業務の概要

本業務は、令和７年１０月１０日（金）に区民センターホールにおいて開催予定の「地域安全運動区民大会」（詳細は別紙１参照）実施に際し、当区民センターホール舞台設備を用いた演出計画の策定及び当日の操作等の技術的役務を供するなど、下記の業務を行い当該事業の円滑な進行に資するものとする。

1. 施設の舞台機構、音響、照明の設備・機器・備品の整備及び管理・運営（タイムスケジュール等については、別紙１のとおり）
2. 上記業務に関する委託者、城東区民センター指定管理者との相談、技術打合せ
3. その他、この仕様書に定めない事項については、書類等により確認を行うとともに、当区の指示を遵守すること

６．城東区民センター対象舞台設備概要

別紙２のとおり

７．業務の管理

（１）受注者は、本仕様書に基づき業務履行計画、実施体制、安全対策等の管理体制について策定し、本市に説明のうえ承諾を得ること。

（２）受注者は、業務現場の内外を問わず、人命、財産に危害を及ぼさないよう細心の注意を払うとともに、必要な安全対策を講じ、適正に管理すること。

（３）受注者は、業務の履行に際して大阪市区役所附設会館条例及び規則を順守すること。

８．業務責任者

受注者は業務従事者より１名業務責任者を選任のうえ、次の業務を行わせること。

　　（１）業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。

　　（２）委託業務に関連する事項について本市と協議し、その指示に従い、本市担当者との連絡調整を図ること。

９．業務従事者

　　業務従事者については、下記の条件を満たすものであること。

（１）委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。

（２）委託業務履行にあたり、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護を遵守できる者であること。

10．備品の貸与等

（１）本市は、委託業務の履行に必要な備品・機器について、本市が認めた範囲で、受注者に貸与または給付するものとする。

（２）貸与された備品については、委託業務以外の使用及び業務履行場所以外への

持ち出しは禁止する。

11．秘密の保持

受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また契約期間満了後、又は解除後においても同様とする。

12．鍵の管理

（１）業務の実施にあたり、受注者が指定管理者より借り受けた鍵を紛失した場合は、指定管理者に確認の上、受注者の負担により錠の交換を行う。

（２）受注者は鍵をいかなる場合も複製してはならない。

（３）受注者は本市に無断で受託業務以外の目的に鍵を使用してはならない。

13．業務報告等

（１）受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく、本市に業務完了届を提出しなければならない。

（２）本市は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

14．経費の負担

本業務にかかる人件費及び使用する用具等の一切は、受注者の負担とする。

　　　　ただし、地震・風水害・降雪・事件・事故・疫病等により、開催の延期・中止・縮小する場合は、本市と受注者で協議のうえ、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更・解除を行う。

なお、契約変更の結果、経費の精算が必要である場合は、係る費用を支払うものとする。

15．再委託に関する特記事項について

１　本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者

はこれを再委託することはできない。

（１）委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

２　受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

３　受注者は、第１項及び第２項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

４　受注者は、第３項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

５　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の３分の１以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

６　受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第３項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第３項及び第４項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

16．特記事項

（１）舞台設備については高度な演出が可能な反面、重大事故のインシデントも含むことから、受注者は事故に備えた保険に加入しておくこと。また、業務中に生じた事故について、一切の責任を負うものとし、万一、会場等に損害を与えたときは、その損害を負うものとする。なお、舞台設備の操作にあたり本市所定の誓約書（別紙３のとおり）を提出すること。

（２）受注者は、当日の進行等について、本市及び指定管理者と十分な打合せを行い、指示にしたがうこと。また、指定管理者が必要と認めた場合は指定管理者による立ち合いを承諾すること。

（３）業務履行中に生じた本市仕様書に記載のない疑義が生じた際は、都度本市と協議を行うこと。

（４）受注者は、施設内の駐車場を利用する際は一般車両と同様に有料となる。

　　（参考）有料駐車場（１階・屋根あり）車高制限：3.2ｍ

料金詳細：最初の60分まで300円／以降30分毎200円

17．施設指定管理者

　　一般財団法人　大阪市コミュニティ協会

　　電話：０６－６９３２－２０００

18．事業担当

　　大阪市城東区役所市民協働課（防災・防犯）（担当者：田代・坂本）

　　大阪市城東区中央３丁目５番４５号（城東区役所３階３３番窓口）

　　電　話：０６－６９３０－９０４５

　　ＦＡＸ：０５０－３５３５―８６８５















公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、当該業務について、条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（城東区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の城東区役所総務担当（連絡先：06－6930－9101）に報告しなければならない。

生成AI利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成AIを利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成AI利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成AI利用ガイドライン第1.0版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

**生成AIの利用規定**

・　　生成AIを利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること

※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
　　　　https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html

* 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
* 生成AIは、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
* 文章生成AI以外の画像・動画・音声などの生成AIの利用は禁止する
* インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成AIの利用を禁止する
* 生成AI機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成AIによる回答を得る目的での利用を禁止する
* 生成AIを利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
* 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
* 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
* 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
* 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
* 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
* 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成AIを利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
* 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること